

## 4 文化と生涯学習

### 施策17 芸術文化の振興

#### ■ 目指す姿

日常の中で芸術文化の鑑賞や体験の機会を得て、一人ひとりが個々の感性で芸術文化を主体的に楽しみ、心豊かに暮らしていけるまち

#### ■ 現状

- はけの森美術館や市民交流センターなどの芸術文化施設での事業はもとより、市、アートNPO、大学などが連携する体制をつくり、本市の文化や環境資源をいかした事業を行っています。
- 市民交流センターでは、市立小中学校や福祉施設に出向くアウトリーチ活動を行っています。はけの森美術館においても連携事業を行っており、芸術文化に親しむ機会を広く提供しています。
- 市立小学校とは継続的に連携し、アーツ・イン・エデュケーションの仕組みづくりに取り組んでいます。あわせて、芸術文化の伝え手のスキルアップにも取り組んでいます。
- 芸術文化施設の安定的な管理・運営を行い、主体的な芸術文化活動の担い手を増やすために、その活動拠点として施設相互の連携を図っています。

#### ■ 課題

- 市内施設、他自治体などとの連携を広げながら、事業を継続していくことが必要です。
- 芸術文化施設の運営体制の充実が必要です。

写真等

写真等

## ■ 施策の方向性

### ① 継続的な芸術文化事業の推進

これまで取り組んできた事業や築いてきた体制を基盤として、社会情勢や経済動向、また芸術文化政策の動向を踏まえ、これからの社会・時代に沿った事業展開を継続的に行っていきます。その際、特に市立小中学校や福祉施設のアウトリーチ事業を行うことで、芸術文化に触れる機会を広く提供します。

### ② 芸術文化施設間の事業連携

これまで築いてきた体制を継続するとともに、新たな連携先を開拓しながら、事業に関わる主体を増やすことで芸術文化活動を活発にしていきます。また、芸術文化振興計画に位置付けられた事業、市民交流センターでの事業、はけの森美術館の事業などの相互連携を図っていきます。

### ③ 専門性を背景とした展覧会の開催

はけの森美術館においては、所蔵作品及び主要な所蔵作品の作家である中村研一、中村と同時代に活躍した作家、また本市を含む多摩地域にゆかりの深い作家と、その作品などについて継続的に調査・研究を行い、その成果に基づき、様々な視点から作品を見る展覧会を継続して開催します。そのため、専門的な知識を持つ職員の配置や外部の専門機関との連携を検討します。

## ■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で芸術文化の鑑賞や体験の機会を得たことがある市民の割合(アンケート)	48.6%	55.0%
芸術文化振興計画の達成率	—	80.0%

写真等

写真等

## 施策18 国際交流・都市間交流の推進

### ■ 目指す姿

国際交流事業や、友好都市三宅村を始めとした他自治体との交流を通じて、多文化共生社会への理解を深めるとともに、交流の輪を広げていくまち

### ■ 現状

- 本市では、市民団体が国際交流事業を行い、異文化理解の機会を提供しています。市においては、それら市民団体と定期的に情報交換を行い、連携して国際交流事業を行っています。
- 都市間交流については、特に友好都市である三宅村とは、市民団体と連携しながら、子どもから高齢者まで交流の機会をつくっています。

### ■ 課題

- 環境に応じた新しい事業の検討と、担い手の育成が必要です。
- 国際交流や都市間交流への関心喚起が必要です。

写真等

写真等

## ■施策の方向性

### ①多様な人々が参加する事業の実施

関係する市民団体と情報交換を行い、本市の環境に合わせた新たな交流事業を実施します。そして、幅広い国籍・世代の人々が担い手となり、また事業参加者として交流ができるよう、市民団体との連携と広報を強化します。

### ②国際交流・都市間交流への関心喚起

多くの市民の国際交流や都市間交流への関心を喚起するため、本市の事業だけでなく、市民や他の自治体などが行う交流活動も含め、広く交流機会を提供します。特に三宅村との交流については、相互に親しみを持ってもらえるように、市民団体が行う交流活動を支援します。

## ■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で異文化に触れる機会が増えたと思う市民の割合(アンケート)	11.2%	20.0%
交流事業参加人数	285人	310人

写真等

写真等

## 施策19 人権・平和・男女共同参画の尊重

### ■目指す姿

人権や平和に対する意識や、男女が互いに認め支え合う意識を高め、誰もが個人として尊重され平等に暮らせる、一人ひとりが輝いて生きることができるまち

### ■現状

- 市民憲章の趣旨に基づき、市民を対象とした人権講座や、市職員に対する人権研修を実施しています。
- 平和の大切さについて、世界連邦平和都市宣言や非核平和都市宣言の趣旨、小金井平和の日条例などに基づいた意識啓発を行っています。
- 男女平等都市宣言や男女平等基本条例に基づき、男女平等意識の啓発や、男女共同参画の推進を図っています。
- 男女平等社会の実現を目指し、男女共同参画行動計画に基づき、取組を進めています。

### ■課題

- 人権尊重の意識の醸成や、平和意識の世代継承が必要です。
- 男女共同参画施策の総合的な推進が必要です。

写真等

写真等

## ■施策の方向性

### ①人権尊重意識と平和意識の更なる啓発

これまでの事業を継続させつつ、世代を超えて途切れることなく人権尊重の意識を高めるための取組を行います。平和意識の啓発に関しても、次世代においても平和が引き継がれていくよう、特に若い世代の事業への参加率が上がるような工夫をします。

### ②男女共同参画の推進

誰もが個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会が確保されるよう、あらゆる分野での男女共同参画の推進や多様性を認め合う社会への理解促進に努めていきます。そのために、各種啓発活動の実施、情報誌の作成、パートナーシップ宣誓制度の周知や、相談・各種支援事業の充実を図ります。あわせて、男女共同参画を推進するための活動拠点として、市の施設の有効活用を含め(仮称)男女平等推進センターの整備について検討していきます。

## ■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
人権・平和が尊重されていると感じる市民の割合(アンケート)	37.9%	45.0%
日常生活において男女が平等であると感じる市民の割合(アンケート)	36.6%	40.0%
人権・平和のイベント参加率	66.3% (平成30年度実績値)	75.0%
男女共同参画行動計画の達成率	—	80.0%

写真等

写真等

## 施策20 生涯学習の振興

### ■ 目指す姿

誰もが生涯を通じて学ぶことができる環境や機会を持ち、人生100年時代に向けて自己実現と地域貢献ができるまち

### ■ 現状

- 図書館や公民館などで市民による自主的な活動を支えるとともに、市民参加と協働による様々な生涯学習事業を実施しています。
- 学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域の活性化を目指す地域学校協働活動の推進に向けて取り組んでいます。
- 市史を活用した情報発信や出版活動、名勝小金井(サクラ)などの歴史的文化遺産の保全や継承を進めるなど、郷土意識の喚起を行っています。

### ■ 課題

- 誰もが学びたいと思える機会を提供することが求められます。
- 学びの成果を地域へいかす仕組みを充実させていくことが必要です。
- 都市で希薄化しがちな郷土意識の醸成が必要です。

写真等

写真等

## ■施策の方向性

### ①全市的な生涯学習活動の推進

図書館や公民館などにおける、市民による生涯学習活動を推進するために、生涯学習活動の拠点の整備を進めます。また、学校や市内の教育機関、近隣自治体などとの機能連携を図り、ニーズの多様化と生活圏の拡大に対応していきます。

### ②生涯学習を通じた地域づくりの推進

生涯学習支援のネットワークづくりのため、市民や団体に情報発信を行い、市民活動支援や地域づくり機能を高めます。また、学びによって得た知識や経験を新たな地域活動につなげられるように、関係機関と連携し、支援するための仕組みづくりを推進します。さらに、学びを止めないための環境整備を進めます。そして、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、地域社会の活性化を目指します。

### ③幅広い郷土意識の喚起

多くの市民、特に若い世代における郷土に対する理解と愛情を深め、郷土意識を喚起していくため、文化財センター機能の活用を含めた文化財の保護・啓発事業及び市史編さん事業を充実させます。それとともに、本市のシンボルでもある名勝小金井(サクラ)復活事業を推進していきます。

## ■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で生涯学習を実践したことがある市民の割合(アンケート)	31.2%	40.0%
生涯学習推進計画の達成率	—	80.0%

写真等

写真等

## 施策21 スポーツの振興

### ■ 目指す姿

「豊かな生涯をスポーツとともに」を基本理念に、スポーツに気軽に親しむことができる環境や機会があり、誰もが楽しく元気に、仲間づくりを通して、生活の豊かさが向上されていくまち

### ■ 現状

- 総合体育館や栗山公園健康運動センターでは、平成21年度から指定管理者制度が導入され、市民サービスの向上が図られています。
- 近年の健康志向の高まりを受け、競技性を有するスポーツからレクリエーション的なスポーツまで、幅広いスポーツの機会を、指定管理者や関係団体との協働によって提供しています。また、子どもや障がい者に向けたスポーツの取組も行っています。

### ■ 課題

- スポーツができる場所や機会の充実が求められます。
- スポーツに関わる人材育成が必要です。

写真等

写真等

## ■ 施策の方向性

### ① スポーツ環境の整備・充実

施設の計画的な整備を進めつつ、学校体育施設、民間や大学などが有する施設を市民に開放できるよう協議し、スポーツ環境がより一層充実することを目指します。

### ② スポーツ団体との連携強化

市民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブを支援するとともに、誰もがスポーツを楽しむ、親しむことができるよう、指定管理者や関係団体との連携を強化し、気軽に参加できる事業を実施していきます。

### ③ スポーツ振興のための人材育成

今後、事業を充実させていくためにも、スポーツ指導者を増やす必要があることから、指導者講習会を充実させていきます。また、本市に関係のあるスポーツ選手やチームと連携することで、子どもを中心とした市民の関心を高めるとともに、技術などの向上も図ります。

## ■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
週に1回以上スポーツを実施している市民の割合(アンケート)	52.6%	65.0%
市スポーツ施設の利用者数	536,458 人	600,000 人

写真等

写真等